

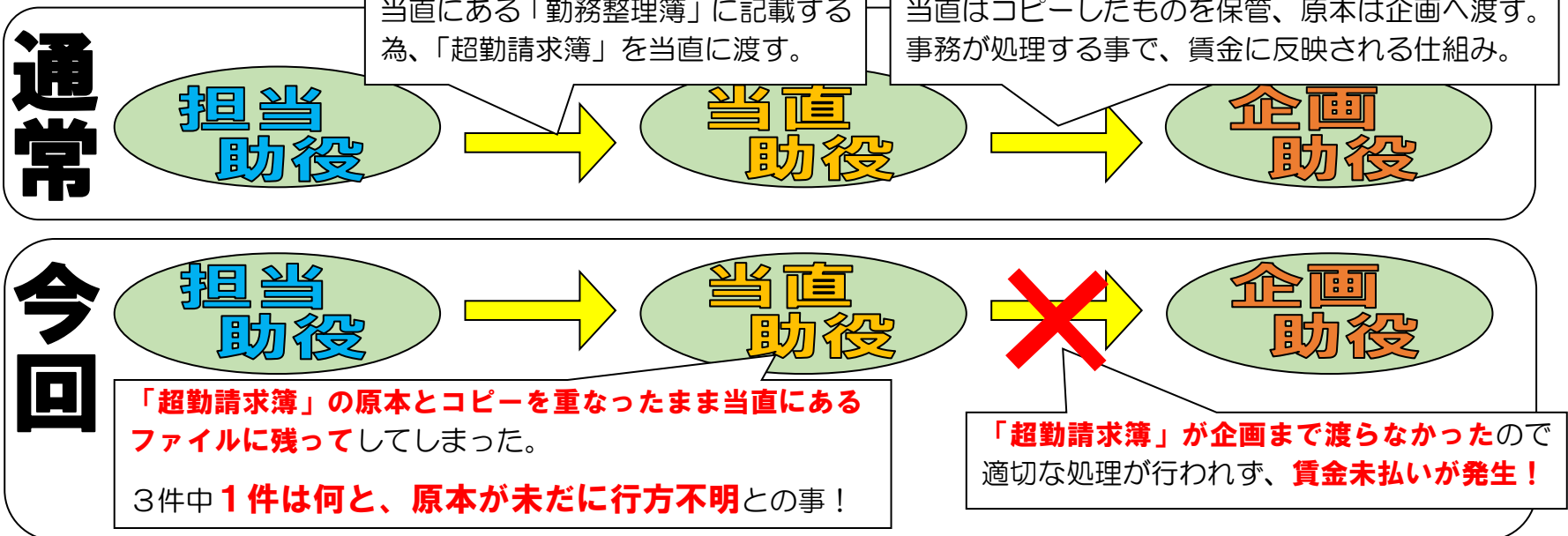
八地申第12号 立川運転区で発生した時間外労働に対する22名分の賃金未払いに関する申し入れ

賃金未払いに対し、遡及の手続きを行なったから問題ない!?

2018年12月末に立川運転区の組合員が、11月の超過勤務手当が極端に少ない事に疑義を持ち調べた結果、11月7日に参加した定例訓練に対する時間外労働の超過勤務手当の処理が行われていない事が発覚しました。その後、4月の実行計画説明会と10月のコンプライアンス委員会に参加した社員の超過勤務手当の未払いも発覚しました。

立川運転区では2017年11月に「公休日労働3日の36協定違反および48名への賃金未払い」が発生し、再発防止に向け対策を講じていく事を確認してきたにも関わらず、同種事象が繰り返されました。適正な労働時間管理が行われていない事は労働者の安全と健康を阻害する事に繋がる為、臨時の安全衛生委員会開催を再三求めてきましたが、会社は一切聞く耳を持ちませんでした。原因究明と再発防止に向け、団体交渉で議論してきました。

○超勤処理の流れ



組合) 何故「原本とコピーを重ねたままファイルしてしまったのか」「行方不明になったのか」

会社) 聞き取りの努力は重ねたが、相当数の時間が経っているので思い出せない

原因もわからず対策を立てるから、「対策にならざる対策」になる!
この対策は最終手段であり、水際対策だ!

○会社が打ち出した対策

- ・「超勤請求簿」を直接企画助役に渡し、当直助役はコピーを整理する
- ・「超勤請求簿」に通し番号で『シリアルナンバー』をつけ、企画助役が台帳を確認する事で「漏れ」に気づく仕組みをつくった

会社) 労働時間管理は出来ていたが、適切な賃金が支払われなかった所以对策した!

組合) 賃金の支払いも含めて労働時間管理だ! 会社の認識は認められない!

**36協定違反に関わる重大な問題だ!
原因究明と対策を求め継続議論していきます!**